

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国勤務手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1月につき、外国に所在する公署において勤務する職員（以下「外国勤務職員」という。）が当該公署の所在地（以下「勤務地」という。）に所在する総領事館（勤務地に総領事館が所在しない場合にあつては、当該勤務地が属する国の大使館）に勤務する外務公務員（以下「所在地勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に支給されることとなる在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）第9条又は第11条の規定による在勤基本手当の額に相当する額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる場合における第1項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、1月につき、同項の規定による額に当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担する場合 当該外国</p>	<p>(外国勤務手当)</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1月につき、外国に所在する公署において勤務する職員（以下「外国勤務職員」という。）が当該公署の所在地（以下「勤務地」という。）に所在する総領事館（勤務地に総領事館が所在しない場合にあつては、当該勤務地が属する国の大使館）に勤務する外務公務員（以下「所在地勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に支給されることとなる在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）第9条又は第10条第1項の規定による在勤基本手当の額に相当する額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担する場合 当該外国</p>

<p>勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第14条第1項本文の規定による在外住居手当の額に相当する額 (当該在外住居手当の額が同項ただし書の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を超えるときは、当該額に相当する額)</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって人事委員会規則で定める者が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合 当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第24条(第3項を除く。)の規定による子女教育手当の額に相当する額</p> <p>[4 略]</p>	<p>勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第12条第1項本文の規定による住居手当の額に相当する額(当該住居手当の額が同項ただし書の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を超えるときは、当該額に相当する額)</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって人事委員会規則で定める者が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合 当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第15条(第3項を除く。)の規定による子女教育手当の額に相当する額</p> <p>[4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年5月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。